第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名（法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。）

第十一条第三項第二号中「放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項及び第二項の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

四　放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

第十一条の二の五第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　地上基幹放送局

三　地上基幹放送試験局

第十一条の二の五第一項第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八　衛星基幹放送局

十九　衛星基幹放送試験局

第十一条の二の六第一項第二号中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改める。

第十一条の三第五号及び第十五条中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第三十二条の三第一項中「放送衛星局及び放送試験衛星局及び」及び「もののうち電気通信業務を行う」を削り、同条第二項中「放送衛星局、放送試験衛星局及び」及び「もののうち電気通信業務を行う」を削る。

第三十二条の四第二項中「放送衛星局、放送試験衛星局及び」及び「もののうち電気通信業務を行う」を削る。

第三十二条の六第一項中「及び二、五三五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用して超短波放送又はデータ放送を行うための放送衛星局」を削る。

第三十八条の表中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第三十九条第一項中「第四項若しくは第五項」を「第五項若しくは第六項」に、「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七十三条第三項の規定により検査を省略したときは、その旨を別表第四号の二に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知するものとする。

第四十条第一項第二号(1)から(11)まで以外の部分中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号(2)中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号(3)を削り、同号(4)中「、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送」を削り、「他の放送局」を「他の基幹放送局」に、「放送局の場合を除く」を「基幹放送局の場合を除き、緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る」に改め、同号(4)を同号(3)とし、同号(5)を同号(4)とし、同号(6)を同号(5)とし、同号(7)を同号(6)とし、同号(8)を同号(7)とし、同号(9)及び(10)を削り、同号(11)を同号(8)とする。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十一条の二の六第二号中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は衛星補助放送を行う無線局」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　地上基幹放送試験局

第四十一条の二の六第十九号中「放送」を「基幹放送」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、同条第二十四号中「第十四条第一項の表十三の項（一）」を「第十四条第一項の表十六の項（一）」に改める。

第四十一条の五中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に、「別表第五号の二」を「別表第五号の三」に改め、同条を第四十一条の六とし、第四十一条の四の次に次の一条を加える。

（検査を省略する場合）

第四十一条の五　法第七十三条第三項の規定により、免許人から提出された別表第五号の二の様式による無線設備等の検査結果を記載した書類（以下「検査実施報告書」という。）及び検査実施報告書に添付された同項に規定する証明書（以下「検査結果証明書」という。）が適正なものであつて、かつ、検査（点検である部分に限る。）を行った日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第七十三条第一項の検査を省略する。

第四十二条の二の表中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第四十三条の三第一項中「放送局」を「基幹放送局」に、「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改め、同条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送事業」を「基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業」に改める。

第五十一条の九の二第一項第十四号中「登録点検規則第五条第一項」を「登録検査等規則第六条第一項」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　登録検査等規則第三条第一項の規定による登録の更新の申請

第五十一条の十五第一項第一号中「第十六条の二」を「第十七条」に、「第四項まで、第七項及び第八項」を「第六項まで、第九項及び第十項」に改め、同条第二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号の二中「第四項」の下に「、第二十四条の二の二第一項」を加え、「第二十四条の七第一項及び第二項」に、「第二十四条の十及び」を「第二十四条の十並びに」に改め、同項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第四号中「第七十三条第四項」を「第七十三条第五項」に改め、同条第二項の表五の二の項を次のように改める。

五の二　登録検査等事業者に関する事項	登録検査等事業の登録を受けようとする者若しくは登録検査等事業者の住所又はこれらの者が検査若しくは点検の事業を行う事務所の所在地

第五十一条の十五第二項の表五の三の項を削り、同表中「五の四」を「五の三」とし、「五の五」を「五の四」に改め、同条第四項中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項及び第二項」に改める。

第五十二条中「第十条の規定による届出、法第十八条」を「第十条第一項の規定による届出書類、法第十八条第一項」に、「場合の届出又は法第七十三条第三項の規定による点検の結果を記載した書類で」を「場合の免許規則第二十五条第四項の規定に基づく届出書類又は無線設備等の点検実施報告書であつて」に改め、同条に次の一項を加える。

4　検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十二号に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

第五十二条の二中第二号を削り、同条中第三号を第二号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一号の三の表題中「第10条」を「第10条第１項」に改め、同表第１の表中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第一号の四　許可を要しない電気通信設備の軽微な事項（第10条第３項関係）

変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な事項は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。